

諫早湾干拓事業に係る潮受堤防排水門の開門準備に強く抗議し、即刻中止を求める意見書

諫早市議会は、諫早湾干拓事業の開門調査に関し、市民の生命と財産を守る観点から、これまで幾度となく、国に対し抗議の意見書又は決議として、開門調査の即刻中止と開門反対の強い意思を訴え続けてきた。

しかしながら、国は、地元の意思を無視し、福岡高裁の判決が存在する以上これに従う必要があるとの従来の見解を変えることなく、開門に向けた事前対策工事を発注するなど開門ありきの姿勢を続け、更には去る8月24日に、「諫早湾干拓事業の潮受堤防排水門の開門調査への協力をお願い」と題する新聞折込広告を市内に配布し、同月28日には、市内において開門についての説明会を行った。こうした行為は、地元住民の声に全く耳を傾けない、神経を逆なでする行為と言わざるを得ない。

国は、高裁判決ありきだけで、開門調査を実施しようとしているが、一方で干拓地の農業者などが長崎地裁に開門差し止めの仮処分を申し立てており、今年11月12日に結論が出ることとなっており、差し止めが認められれば、最新の知見による司法の判断として、高裁判決の結果に大きな疑問を呈することとなる。

以上のようなことから、開門調査は、本市にとって、低平地に暮らす市民の安心・安全を脅かし、干拓地の農業者、諫早湾岸の漁業者の安定経営を破壊する暴挙であり、到底容認できるものではない。

よって、諫早市議会は、あらためて、国が進める潮受堤防排水門の開門準備に強く抗議し、即刻中止するよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月6日

諫 早 市 議 会

普通交付税の合併算定替終了後の新たな財政支援措置を求める意見書

本市は、平成の大合併により、平成17年3月に1市5町が合併して誕生した市であり、合併からこれまでの約8年半の間、極めて厳しい財政状況の中、普通交付税の算定の特例となる合併算定替の措置等により、市民サービスを辛うじて維持してきた。

一方、合併算定替は合併後10年間の特例期間の後、5年間の経過措置を経て段階的に減額されるため、本市では平成26年度末で特例期間の終了を迎え、今後、大幅な財源不足が生じることが見込まれている。そのため、この縮減に伴う財源不足に対応すべく、これまで職員数の削減を始めとした組織や事務の効率化、市債の繰上償還による積極的な公債費対策など、本市独自の行財政改革を実施し、一定の成果を上げてきた。

しかしながら、合併により周辺部となった地域においては、人口減少が進み、地域の疲弊は極めて深刻な状況に直面しており、地域活性化及びコミュニティの維持のために、支所機能の維持や事業上の配慮を始めとする様々な対策が必要不可欠な状況となっている。また、住民の安心・安全のための消防関係施設や社会体育施設、公民館等の公共施設の配置についても、集落が分散する中での市民サービス維持の観点から、統廃合には一定の限界があるなど、多額の財政需要が生じている状況にある。

については、今後も地域に必要な市民サービスを維持し、市民が合併してよかったと思える明るい将来のまちづくりを力強く推進していくために、国においては、普通交付税の合併算定替終了後の合併市町固有の財政需要に配慮した「新たな交付税算定の仕組み」を創設されるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月6日

諫 早 市 議 会

TPP交渉を慎重に進めることを求める意見書

政府は7月23日にTPP交渉に参加し、年内の最終合意を目標に各分野での交渉を進めている。

政府試算によると、TPPは日本経済・国民生活等への効果として、GDPを0.66%押し上げ、3.2兆円の増加が見込めるとしているが、影響額は算出方法によって違いがあり、逆にGDPを減少させる結果となるとの試算もある。

TPPは原則として関税を全て撤廃することとされており、日本の農業はもとより、医療、金融、社会保障、労働市場、食品の安全基準などさまざまな分野においてその影響が懸念されている。

特に、農業を取り巻く情勢は、担い手の減少、高齢化の進行、耕作放棄地の増加や価格の低迷など構造的な課題を抱え、非常に厳しい状況にあり、TPPに参加した場合、農林水産省の試算では、農業生産額は3兆円減少し、中でも影響の大きい米は1兆円落ち込むとされ、食料自給率も27%にまで低下し、さらに、景観の保持や国土の保全などの多面的機能の喪失額は1.6兆円に上ると見込まれている。

本県の試算においても、農業算出額は369億円の減少が見込まれており、本市の農業や関連産業にも大きな打撃を受けることは必至である。

このようなことから、政府においては、我が国特有の自然的・地理的条件に制約を受ける農林水産業の現状に十分配慮するとともに、特に重要5項目である米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの聖域を確保し、その他の関連産業や地域経済に甚大な影響が及ぶことがないように、衆参両院の農林水産委員会の決議内容を踏まえ、粘り強く慎重に交渉されることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年10月10日

諫 早 市 議 会